

始めましょう!! 京都から 消費者教育を



企画・制作●特定非営利活動法人コンシューマーズ京都(京都消団連)

身边なところから始めましょう —私たちにとっての消費者市民社会

平成24年に制定された消費者教育推進法では、消費者教育を「消費者の自立を支援」することと位置づけ、自立の重要な中身として、消費者が主導的に「消費者市民社会」の形成に参画することを展望しています。

私たちの消費行動は、1つ1つは小さくても、まとまれば経済や環境に大きな影響を及ぼしています。その影響力は、現在の日本だけでなく、地球全体や将来の世代にも及ぶものです。この影響力を意識した消費行動を多くの消費者が正しく取っていけば、安心・安全で将来も持続可能な社会を作り上げることができるはずです。このような自覚的な消費者が多くなり、それによって支えられる社会が「消費者市民社会」です。新しい消費者教育では、いかにして社会全体への影響を考えて自覚的に消費行動ができる消費者を育てていくかが課題となります。

こう言われると、とても難しいことのように感じるかもしれません。しかし、難しく考える必要はありません。まず私たち自身が、毎日の消費行動の中で社会への影響を意識することを、身边なところから始めてみましょう。

意識して、環境によい商品を選択し、地域を活性化させる地産地消にこだわり、様々な広告や勧誘文言を鵜呑みにせず、消費者のことを考え正しい取引をする事業者を選択していくことなどを実践し、その実践をほかの皆さんにも勧めていくことです。

消費者教育においても、今までの消費者自身を守るために教育に、社



弁護士。
前国民生活センター
理事長
野々山 宏



会への影響も併せて考えてもらうことを加えればよいのです。

たとえば、「被害にあったかもしれない」と思ったときに消費生活センターへ相談することは、自分のためだけでなく、事例の集積が注意喚起につながります。受けた被害を放っておいては、自分だけでなく新たな被害者を生み出すことになります。自覚的な情報提供をすることを広めましょう。

模造品や質の悪い商品の購入は、問題事業者に利益を与える、新たな被害をもたらします。問題のある商法、商品を見極め拒絶することは、自分が被害に遭わないだけでなく、その商法を撲滅することにつながります。自覚的に拒絶し、問題のある商法や商品を他にも知らせていくことを広めましょう。みんなに広告や勧誘文言を鵜呑みにしないことに加え、その事業者の消費者や環境に対する姿勢から評価することを考えてもらいましょう。

消費者市民社会は、身近な消費行動を通じて形成されます。身边なところから少しずつ取り組んでいけば、消費者市民社会の実現に近づいていきます。

このパンフレットは、消費者教育における身近な取組事例を紹介しています。ぜひ、積極的に活用してください。

消費者教育 ～目からうろこのこんな活動、あんな取組～

「消費者教育」とは

消費者として自立するためには、その時代、社会に応じて、様々な知識と適切な行動がとれる実践的な能力を身につけなければなりません。自立を助けるための働きかけが消費者教育です。

消費者教育を行う場所

教育というと、小学校から高校までの学校が中心と思われがちですが、消費者教育は、学校だけでなく、家庭や職域、地域など様々な場で行う必要があります。

消費者教育の内容

内容も「消費者被害を予防する」ことだけでなく、「消費者市民社会の構築」「商品等の安全」「生活の

管理と契約」「情報とメディア」など生活のあらゆる領域に跨ります。

また、若年者から高齢者まで各ライフステージで体系的に行うことにより、知識だけでなく、実践的な能力を育んでいくことが必要です。

府内で行われている消費者教育

といっても、難しく考えることはありません。消費者教育は、府内のいろいろなところで既に行われています。

自らの消費行動で地球環境の保全や地域の課題の解決を目指す消費者教育は、「環境教育」「食育」「国際理解教育」「金融教育」などと深く関係しています。

私たちの身近にある、こんな活動、あんな取組も実は消費者教育なのです。

各取組の活動領域

	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期 特に若者	成人期 成人一般	成人期 特に高齢者
消費者 市民社会 の構築	地球温暖化防止活動推進センター (P4)						
	きょうと食育ネットワーク (P5)						
	きょうとグリーンファンド (P5)						
	びっくりエコ発電所 (P6)						
	3R・低炭素社会検定実行委員会(P6)						
	京都生活協同組合のユニセフお年玉募金 (P6)						
	府消費生活 安全センター 学生発! 冊子 作成 (P9)						
	京都府消費生活安全センター出前講座 (P9) 舞鶴市・相楽消費生活センター出前講座 (P7)						
	府消費生活安全センター くらしの安心・安全 ネットワーク、 くらしの安心推進員(P8)						
	京都府金融広報委員会 (P4)						

●京都府金融広報委員会(知るぼると京都)

京都府金融広報委員会は、日本銀行京都支店に事務局をおき、京都府、財務省近畿財務局京都財務事務所、府内関係団体と連携して中立・公正な立場から、“暮らしに身近なおかねの情報提供”と“金融経済学習の支援”を行っています。

金融教育とは、お金に関する幅広い学習のことです。これから時代、健全な暮らしのためには、個人に合った情報を選択するための知識を身につけ、生活設計に自動的に取組むことが大切です。自分に合った生活設計、資金計画を立てる上で欠かせない、金融商品、税金や年金、保険の制度についての知識。基本から出来るだけ分かりやすくお伝えするために、当委員会では、中立・公正な立場で講演会・講座の開催や無料講師派遣を行い、年齢層に添った“金融経済学習の支援”に取組んでいます。



「おこづかい帳の付け方教室」の様子



学校への出前授業の様子



一般向け講演会の様子

●京都府地球温暖化防止活動推進センター

「学校給食3万食に京都府産水産物を導入⇒輸送に係るCO₂排出量98.3%減」。

これは、当センターが府内の様々な方と連携して実施している「低炭素型 食の好循環づくり事業」の実績の一部です。CO₂削減だけではなく、ほんのわずかですが府内の水産業の活性化にも貢献できました。

私たち消費者は、日常の購買行動の中で絶えず商品の選択をしています。また、家電製品など多くのエネルギーを消費する機器を日々使用しており、それをどう使うかも、一種の選択と言えるでしょう。消費者が、正しい知識を持って日々の選択をすることは、低炭素型社会づくりの大きな力となります。そして、低炭素型の社会は、快適性・安全性が向上し、燃料代として地域外に出ていくお金が地域内で

■各年齢層の金融経済学習の主なねらい

学 校 段 階	小学生	お金は労働の報酬であること、お金には限りがあることを理解し、“物やお金を大切にする心”を育む
	中学生 高校生	基礎的な金融経済のしくみや、生活設計の必要性を理解し、社会人として生きるために必要な知識を身につける
社会人	・般	生涯を見通した計画的な暮らしを目指して、生活設計・管理を実践する能力を身につける
	高齢者	トラブルから身を守るために、時代に合った正しい情報を収集して生活に役立てる

循環する、暮らしや地域が元気な社会だと私たちは考えています。

京都府地球温暖化防止活動推進センターは、単にCO₂排出が少ないだけではない「低炭素型のステキな京都」の実現を目指して活動を続けています。



舞鶴でフードマイレージ学習会を開催しました

●きょうと食育ネットワーク

親子体験食育教室 「手打ちうどん」「とうふづくり」

京の食文化ミュージアム・あじわい館で開催しました。主催は、京都府、(一社)京都府食品産業協会、京都生協、京都府生協連。



親子で手打ちうどんを体験!

午前の部は「麺の手打ちと京野菜を練り込んだ麺の試食」をしました。京都府製麺卸協同組合・小林宏史理事長が作業の説明をされました。

午後の部は「京白丹波大豆をつかったとうふづくり」。京都府豆腐油揚商工組合・永井増治副理事長の実演を見ながらとうふづくりの体験をしました。親子など約30人が参加しました。

国際協同組合年記念事業 「宇治茶で茶・チャ・チャ」

宇治茶会館で国際協同組合年記念事業・体験型食育活動「宇治茶で茶・チャ・チャ」を行いました。宇治茶のことをもっと知って、味わい、楽しくて学ぶことを目的に開催されたもので、子ども16人保護

者14人が参加しました。

主催は京都府協同組合連絡協議会。(公社)京都府茶業会議所・JA京都中央会・京都生協キッズクラブ・京都府生協連が協力しました。

(公社)京都府茶業会議所の西口勝巳常務理事が開会のあいさつを行い、榎山映一郎事務局次長が進行をつとめました。茶園見学、ホットプレートを使った手揉みによる製茶体験、宇治茶の歴史・種類・効能の説明、玉露のおいしいいれ方、お茶に対するクイズなど、盛りだくさんの内容でした。昼食には茶汁や地元特産の野菜を使ったおそうざいが提供されました。

参加者からは「お茶を急須でいれる習慣がなかったが、今日からお茶をいれて飲んでみようと思う」「お茶の葉っぱを初めて食べた。おいしかった」などの意見が出されました。楽しい食育体験の一例となりました。



おいしいお茶づくりと宇治茶の歴史、効能を学びました

したい、と活動してきました。温暖化による気候変動は、人間の活動が要因とされていますし、子どもたちに残したいのは原発に頼らない未来です。自ら考え、気づいて、意識やライフスタイルを変えていく人が増えることで、未来は変わります。

私たちが進めているのは、共に学び、費用を出し合って地域に「おひさま発電所（太陽光発電）」をつくり、その場を拠点に子ども、家庭、地域へとエコな暮らし方を広げていく「おひさまプロジェクト」。17か所完成した「おひさま発電所」の多くは保育園や幼稚園です。

私たちが大切にしているのは、多くの人と関わって伝えること。地域に開かれた施設を少しづつ変えていく「おひさまプロジェクト」に参加することは、一人ひとりが立ち止まって、今の暮らしを見直し、エネルギーの使い方を変えていくスタートとなるのです。

●きょうとグリーンファンド

今のお暮らしを見直すおひさまプロジェクト

NPO法人きょうとグリーンファンドは、2000年から「温暖化も原発もない未来」を子どもたちに手渡



「おひさま発電所」の教材をつくる保育士さんたち

環境問題でアクション

環境問題（特に、ごみや省エネ・創エネ）について理解し、アクションをおこせるようなるために、大学・市民・企業・行政が協働するグループで、様々な環境学習を実施しています。

●(一社)びっくりエコ発電所

◆子ども・親子が、体験型で！

お子様や親子で、環境問題について、その重要性を理解した上で、実際にできることを、その場で考えてもらいます。例えば、

○幅広い環境問題を対象に、自分でエコ宣言のマンガを描いて発表しあう



高校における環境シンポジウムでは参加型エコクイズ大会を企画しました

○ごみをテーマに話し合い、マイバッグや生ごみ堆肥などを作ってもらう

○省エネについて話し合い、省エネ通信簿を発表してもらう

など、テーマや狙いを相談の上、その後につながるプログラム実施を支援します。

◆生徒や市民が、参加型で！

環境イベントを企画するお手伝いもしています。盛り上がること間違いなし！

例えば、学校で環境シンポジウム等をする際、当団体のメンバー（研究者等）が基調講演を行い、その後、学生さんや市民の方と一緒に考えたエコクイズ大会を実施するなどです（連絡先：びっくりエコ発電所 info@beco-rep.org）。

●3R・低炭素社会検定実行委員会

◆市民や社員が、挑戦！

「普通の人」より、少し知識を持って活動したい方、市民研修、社員教育等にお勧めです。「3R」や「省エネ（低炭素社会）」に対する入門編テキストを使った講義とミニ検定がセットになったプログラムもあります（連絡先：3R・低炭素社会検定実行委員会 info@3r-teitanso.jp）。

●京都生活協同組合

25年続けたユニセフお年玉募金

日本の子どもたちが「自分がもらったお年玉の中から世界のお友だちのために」、大人たちが「世界の子どもたちへのお年玉として」。そんな思いを大切に、京都生協ではお正月にユニセフお年玉募金を取り組み、今年で25年になります。

寄せられた募金は主に「ラオス指定募金」として日本ユニセフ協会に送り、ラオスの子どもたちの命や健康を守る取り組みや教育支援、女性の地位向上などの継続した活動に役立てられています。現在、関西や中国、四国の中の18の生協が一緒に取り組んでいます。

ラオスで募金がどのように活用され成果を上げているのかを組合員が直接現地で確かめ、募金をしている組合員に伝える取り組みが、およそ3年に1回行われる「ユニセフ・ラオススタディツアーワーク」です。2013年2月には、京都生協から小野川恭子さんがツ



「ユニセフ・ラオススタディツアーワーク」の現地にて

アに参加し（写真上）、その様子を伝える報告会がこれまでに11回開かれ、400人以上の参加者がユニセフによる支援の大切さや募金することの意味を学んでいます。

このような取り組みを通じて、地球上で起こっている様々な問題に关心を持ち、自分のこととして考え行動する人が増え、ユニセフ活動がより広がることを願っています。

●舞鶴市

1万人が学んだ消費生活講座

舞鶴市では昭和41年度から「市民の暮らしに役立つ様々な情報を提供することで、より安全で豊かな消費生活」を目指して、毎年「消費生活講座」を開催し、これまで194講座で1万人を超える市民の方が受講されています。

今年度も、「まいづるの旬の魚」「増税時代に備える老後資金計画」～生活・介護・相続まで～」「時事問題の基礎知識」～一人一人が考える暮らしの中のTPP～」「ジュエリーライフを楽しむための『ジュエリーの基礎知識と相談事例』」「インフルエンザに負けない！」～あなたとウイルスの知恵比べ～」の5講座を行い、延べ217人の市民の参加がありました。



平成25年度の舞鶴消費生活講座には延べ217人の市民が参加しました

●相楽消費生活センター

5市町村が共同して講座を開設

相楽消費生活センターは、相楽郡広域事務組合と相楽管内の5市町村が共同して平成22年に開設されたセンターです。

平成25年度は「最近の消費生活相談事例から～気を付けようあんな手口・こんな手口～」「本当に必要ですか、その健康食品」「スマートフォンの使い方」～実際にスマートフォンを使ってみよう～「通信トラブルのあれこれ」～うまく付き合えばこんなに便利～の4つのテーマで消費生活講座を開催しました。これからも話題性のあるテーマ、暮らしに役立つテーマで開催したいと考えます。



年度消費生活講座



写真はいずれも平成25年度の消費生活講座のもう一つ

●京都府消費生活センター

京都府消費生活センターが実施している取組の一部を紹介します。今後も消費者教育推進計画に基づき、多くの府民と連携・協働して消費者教育を取り組んでいきます。

◆くらしの安心・安全ネットワーク

行政、消費者団体、福祉団体等が、相互に消費生活に関する情報共有を図りながら、連携して地域安心力を高め、安心・安全な消費生活の実現を目指すためのネットワークを構築しています（48団体参加）。

府内の各地域において、見守りや声かけ運動を行うとともに、毎年10月を「くらしの安心・安全推進月間」と位置づけ、様々な啓発活動を府内全域で集中的に実施しています。



くらしの安心・安全推進月間事業「くらしのひるば」
パネルディスカッション「消費者の行動が社会を変える」



地域における見守り・声かけ活動



京都新聞平成25年2月1日付

◆くらしの安心推進員

地域の消費生活リーダーとして、声かけを通じて、身近な人に消費生活情報を積極的に提供し、地域を見守るボランティアを養成し、推進員の啓発活動を支援しています（438名個人登録。JIA女性部12,000名団体登録。平成26年1月現在）。



スキルアップ研修
(啓発手法研修)



推進員用ミニ講座セット

◆地域に出かけるセンター

交番を核とした防犯ネットワークである府民協働防犯ステーション等地域に出かけて出前講座等を行うとともに、自治会、防犯団体、福祉団体等の様々な地域団体の日常的、定期的な見守りや声かけ活動を支援しています。



京都新聞平成25年2月1日付

◆学校や大学向け講座の実施

次代を担う若者向けに、消費者トラブルの防止だけでなく、自ら行動し、他へ拡げ、消費者市民社会の形成につながる講座を実施しています。

○光華女子短期大学での実施例

科目名	学生のための消費生活（前期・後期各15コマ）
テーマ	若者に多い悪質商法被害や製品事故に遭わないための基礎知識を学ぶ
内 容	1 学生の消費者被害を防ぐために 2 消費者としてできること（消費者市民社会ってなに？） 3 ブラブル事例と対処法①（身の回りの契約を点検する） 4 ブラブル事例と対処法②（街角で勧誘されて） 5 ブラブル事例と対処法③（訪問販売とクーリングオフ） 6 くらしのIT①（スマートフォンと電子マネー） 7 くらしのIT②（ネット通販とクレジットカード） 8 くらしのIT③（ネットのもうけ話） 9 事例検討（私はだまされない） 10 消費者の味方消費生活センター 11 クリーニングと洗濯 12 食品の安全性と表示 13 生きていくのに必要なお金 14 消費者の権利を知る（消費者のパワーはどれくらい？） 15 消費者の権利を使う（消費者のための法律を使おう）

○京都府立洛北高校での実施例

科目名	「高校家庭基礎」（2時間、TT授業）
テーマ	若者をめぐる消費者トラブル～消費者の権利と責任～
内 容	1 消費生活センターの役割・機能 2 消費者の権利と責任 3 インターネットトラブル 4 美容医療のトラブル 5 若者をねらう悪質商法 6 マルチ商法（ロールフレイジング） 7 クーリングオフと対処法、相談窓口の案内



全員がロールプレイに挑戦。生徒からは「ロールプレイをして、友達だと思うとすごく断りにくいと実感でてきた」との感想が寄せられました。

◆“学生発”消費者教育冊子作成の支援

若者の消費者トラブル防止のための教育・啓発、「自ら考え行動する消費者」の育成を目指して、大学生による大学生向け消費者教育冊子（A5判カラー12頁）を作成しました。

■冊子の特徴

- 大学生協京滋・奈良ブロックの学生7名で構成する、消費者教育タスクチームが企画・制作
- 学生間の交流を通じて、一人ひとりが自らの消費行動を考える契機とするため、タスクチームの企画によるセミナーを開催
- 自分たちの身近な問題として、消費者トラブルや消費者市民社会について学び議論する中で、制作に関わった学生自身の理解も深まり、契約やスマートフォンのトラブルなど、大学生活の中で役立つ情報を、学生目線でわかりやすく紹介



大学生協京滋・奈良ブロック 消費者教育タスクチーム



京都府消費者教育推進計画〈体系図〉

計画の 基本的事項

- 推進計画策定の趣旨……消費者団体、事業者団体など多様な主体と連携・協働して消費者教育に積極的に取り組むため策定
- 推進計画の位置づけ……「安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画」(平成24年度改定)における「消費者教育」に関する項目を充実強化
消費者教育推進法第10条第1項の規定による計画
- 推進計画の期間………3年間(平成26~28年度)



京都から目からうろこの消費者教育を——坂東俊矢

「京都府消費者教育推進計画」ができました。えっ、また勉強と思わないで下さい。消費者教育は、生きていくための引き出しを増やすことなのです。例えば、バレンタインのチョコを買うとき、その原料であるカカオ豆の生産農園で働く子どもたちのことを思う。悪質商法による年間被害額3兆円がちゃんととした取引に使えたら、きっと私たちの生活はもっと豊かでまともになる。そんなことをいっしょに考える。それはかっこいいと私は思うのです。

ラッキーなことに京都にはその土台があります。伝統と文化に基づいた素敵な商品や商品、それに「もったいない」精神が生活に息づいています。国内外から京都を訪れる方々や大学生も多数いて、京都発の学びは世界への発信にもなります。学校でも、地域でも、企業や消費者団体でも、それぞれの場所で今まで消費者啓発は行われていました。その取組を教育という視点で紹いで行なうことができたら、きっといろんな新しい発見があるに違いありません。京都から目からうろこの消費者教育を始めましょう。(京都産業大学法科大学院教授)



京都府消費生活審議会委員から ——ひとことメッセージ

「待ち」から「攻め」の消費者教育を——大本久美子

消費者教育の大きな推進力となる「京都府消費者教育推進計画」が公表されることになりました。今後、京都において「待ち」から「攻め」の消費者教育の機会を増やすために、①消費者行政部門と教育行政部門のさらなる連携・協働、②教育関係者と事業者団体、消費者団体等から構成される「消費者教育推進地域協議会」の設置を期待いたします。

持続可能な地球環境や節度のある社会など、次世代に引き継ぐことができる「消費者市民社会」の形成が今、求められています。身近な消費者問題への対応力を強化することはもちろん、「より豊かに、安全に、安心して、かしこく」生きるために、食育、環境教育、金融・金銭教育、法教育などの関連教育の充実がとても重要です。消費者市民社会の担い手として、モラルとマナーを備えた事業者・消費者が必要なのです。

みんなで目指そう！京都府消費者市民！ひろげよう！京都発の「消費者市民社会」。

(大阪教育大学教育学部准教授)

消費者教育等に関するお問い合わせはこちらへ ～お気軽にご相談ください～

全般的なことは

NPO法人コンシューマーズ京都 電話 075-251-1001

京都府府民生活部 消費生活安全センター 電話 075-671-0030

テーマによっては以下の団体も受け付けています

食育に関すること

きょうと食育ネットワーク事務局

京都府農林水産部食の安心・安全推進課内 電話 075-414-5652

環境に関すること

京都府地球温暖化防止活動推進センター 電話 075-803-1128

お金に関すること（金融教育）

京都府金融広報委員会 電話 075-212-5193

商品やサービスに関すること

公益社団法人消費者関連専門家会議【ACAP（エイキャップ）】

ACAPホームページ <http://www.acap.or.jp/>

※ACAPは、消費者と企業の共生を目指す、お客様相談室など企業・団体の消費者対応部門責任者等で組織する公益社団法人です。消費者・行政・企業の相互信頼の構築に向け、消費者啓発活動、研修、調査を行っています。

消費者啓発に関すること

NPO法人京都消費生活有資格者の会

問い合わせはFAXまたはメールで

FAX. 075-211-2920 E-mail: yuusikakushanokai-opening@yahoo.co.jp

※消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、消費生活専門相談員、消費生活相談員が、消費者・企業・行政に啓発・提言などの消費者の権利を守り、消費者の保護をはかる活動を行っています。

防犯・防災講習に関すること

お近くの警察署・消防署

生命・健康に関すること

日本赤十字社 京都府支部 電話 075-541-9326

※「救急法」「幼児安全法」「健康生活支援講習」などの講習会（有料）が可能です。

消費生活相談は

消費者ホットライン（お近くの相談窓口につながります） 0570-064-370

発行日／2014年3月（初版）

発行／京都府消費生活安全センター

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ西館2階 Tel. 075-671-0030 Fax. 075-671-0016

企画・制作／特定非営利活動法人コンシューマーズ京都（京都消団連）

〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下る ヒロセビル4F Tel. 075-251-1001 Fax. 075-251-1003